

令和4年度意見報告書

(周南市事業)

令和4年11月29日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

周南市が実施した以下の再評価対象事業について審議した。
再評価実施理由は、再評価実施後5年間が経過したこととなっている。
対応方針案は、「継続」となっている。

事業名	実施理由	事業者の 対応方針案
周南緑地整備事業	再評価実施後 5年間が経過	継続

2 審議経過

委員会を開催し、対象事業を個別に審議した。

II 結論

提出された資料及びその説明に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した対応方針案は、妥当と判断する。

Ⅲ 意見

1 全般事項

(1) 事業実施等について

ア 公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しくなっている。

これらを踏まえ、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化や、気候変動の影響に柔軟に対応し効率的に進めることで、早期に事業効果を発現させる必要がある。

イ 公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行うことで、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増加や事業期間の延長等が極力生じないように、現場条件の把握に努めるとともに関係機関との計画調整を十分に行う必要がある。

特に、協定締結等を伴う関係機関との調整にあたっては、協定等の着実な履行に向けて、より一層努めていく必要がある。

また、事業計画の見直しの必要性が生じた場合は、県民にその理由を分かりやすく説明する必要がある。

エ 事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が確実に発揮できるように、以下のことに配慮すべきである。

施設の適切な維持管理や、利用促進に向けた取組を積極的かつ継続的に行っていくことが必要である。

また、新技術の活用や新たな管理手法の検討により、適切に施設の維持管理を行っていく必要がある。

オ 事業により得られる効果やその発現状況について、県民の理解が一層深まるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の役割や必要性について、適切な手法により分かりやすく広報していくとともに、事業の進捗状況についても継続して情報発信に努める必要がある。また事業効果については、付加的な要素も含めた幅広い情報を積極的に提供し共有していくことが必要である。

(2) 防災・減災対策について

本年も、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後も予測を超える自然現象による災害が発生することが考えられる。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効果的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、非常時における避難行動が適切に実施されるよう、防災情報の積極的な提供や防災意識の啓発など、地域防災力の向上に向けた取組みを強化していく必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加え、事業の特性を踏まえ多様な面から貨幣価値化が困難な便益も抽出し、県民に事業の必要性や効果を明確に説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、課題に対して様々な視点からアプローチを行い、創意工夫等により環境への影響を適切に評価し、最善の対策を講じる必要がある。

2 個別事業

公園事業の事業効果について、貨幣価値や費用便益費だけでなく、貨幣価値化できない効果について、分かりやすい表現により説明を行い、公園を利用する人々の理解をより深めていく必要がある。

令和4年度 再評価対象事業一覧

1 市事業(1事業)

(1)周南市所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	周南緑地整備事業	再評価実施後、 5年間に経過	継続